

平成27年3月17日

お取引業者 各位

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学

検収センター長

検収センターにおける検収対象範囲の拡大について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

お取引業者さまには、日ごろより本学の検収センターの業務に対し、ご協力いただきありがとうございます。

さて、標記のことにつきまして、平成26年2月18日付け文部科学大臣決定として「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が改正され、不正の事前防止のための取組の更なる強化・徹底が各機関に求められ、検収センターにおける検収対象範囲を拡大することとなりました。

つきましては、平成27年4月1日以降につきましては、別紙のとおり変更となりますので、ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

◇ 検収対象範囲の拡大

現在、研究費等の不正防止の観点から、検収センターにおいて、納入物品の検収を行っていましたが、施設課発注の工事等を除くすべての物品購入契約、役務請負契約、賃貸借契約が対象となります。つきましては、検収の対象外であった以下の事項についても検収対象となりますのでご留意願います。

○役務請負契約（修理、保守、リース、解析、広告掲載等）

…検収センター（各研究科事務室、事務局各課（室））において完了報告書等により完了事実の確認を行います。

○定期刊行物、新聞、アイソトープ、液体窒素、ガス類、ガソリン、重油等

…検収センター（各研究科事務室、事務局各課（室））において納品書等より納品の確認を行います。

◇ 実施開始日

平成27年4月1日（水）～

◇ 検収センターに関するお問合せ先

研究科関係：経営企画部会計課 契約係（0743-72-5041）

研究科以外： " " 調達係（0743-72-5044）

検収センターについて

研究費等の不正防止の観点より、物品等の納品・完了時に当事者以外の第三者によって検収を行う検収センターを設置しています。

【 検収の対象】

施設課で発注する工事を除くすべての契約が対象です。

平成27年4月1日より、役務(修理等)・遠隔地納品等これまで検収の対象外だった契約も検収対象となります。

【 検収センター設置場所】

検収センターは各研究科事務室、事務局各課(室)に設置されています。

大型物品等、検収センターへの持参が困難な物品等については検収センター室員が納品場所へ伺い検収を行います。

